**モニタリング・計画作成が必要な場合**

平成２７年9月17日

江戸川区

 計画相談支援事業所

連絡会

資料5

**１．計画作成が必要な場合**

＊新しいサービスを追加（支給）する場合

＊サービスの支給量を増やす場合

＊一時的にサービスの支給量を増やす場合で、勘案事項に係る状況が変化する場合

 **ex.母が出産したため、一時的に利用者への食事の調理と介助が難しくなるので、居宅介護の時間数を増やす。**⇒この場合計画(案)は、一時的に支給量が増える期間を明記し、期間終了後のサービス提供状況（元の支給量）も記載する。

**２．計画作成もモニタリングも必要がない場合**

＊一時的にサービスの支給量を増やす場合で、勘案事項に係る状況が変化しない場合

**ex.8月に協会の全国大会が東京で開催され、大会に参加するため、8月だけ同行援護の時間数を増やす。**

**３．モニタリングを行う可能性がある場合**

＊サービス提供日の変更に伴い、調整を行った場合。

＊サービス提供事業者を変更するため、調整を行った場合。

＊支給決定範囲内でのサービスの追加や事業所の追加について、調整を行った場合。

**※ あくまで何らかの調整を行った場合のみ。サービス提供事業者に電話連絡のみで曜日変更を行った、というものは含まれない。**